

様式第1号（第2条関係）

合併処理浄化槽設置申請書

令和 年 月 日

龍郷町長 殿

所有者・建築主（いずれかに○印）

〒

住所：

電話番号：

ふりがな

氏名：

印

龍郷町生活排水処理浄化槽の設置及び管理に関する条例第4条の規定により合併処理浄化槽の設置を申請します。

記

ふりがな	
浄化槽使用者名	
居住人員	人
建築面積	m ² 坪
浄化槽の規模・種類	人槽 I 嫌気ろ床接触ばっき式 II 分離接触ばっき式
設置場所	龍郷町 番地
放流先	側溝・河川・その他（ ）放流方法（自然・ポンプ）
建物の用途	専用住宅・併用住宅・事務所（ ）
設置の理由	新築・増築・改築・その他（ ）
設置希望年月日	令和 年 月 日頃
単独処理浄化槽の有無	1 あり ・ 2 なし

○添付書類（1）浄化槽設置用地無償使用貸借契約書（2枚）

（2）平面図・給排水配管図等

浄化槽設置用地無償使用貸借契約書

土地の貸借について、龍郷町長（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

（貸借物件）

第1条 乙は、その所有する末尾記載の土地（以下「土地」という。）を甲に貸し付ける。

（指定用途）

第2条 甲は、土地を合併処理浄化槽設置用地として使用するものとする。

（貸借期間）

第3条 土地の貸借期間は、甲が合併処理浄化槽設置工事に着手した時から始まり、その合併処理浄化槽を撤去するまでの期間とする。

（貸借料）

第4条 貸借料は、無償とする。

（転貸等の禁止）

第5条 甲は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）この土地を転貸または貸借権を譲渡しないこと。
- （2）この土地を第2条の指定用途以外に使用しないこと。

（契約の費用）

第6条 この契約の締結に要する費用は甲の負担とする。

（疑義の決定）

第7条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、またこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 鹿児島県大島郡龍郷町浦110番地
氏 名 龍 郷 町 長 印

乙 住 所 _____
氏 名 _____ 印

貸借物の表示

所 在	地 番	現況地目	面積 m ²	備 考
				人槽

様式第6号（第5条関係）

合併処理浄化槽使用開始（~~休止~~・~~廃止~~・再開）届

令和 年 月 日

龍 郷 町 長 殿

（浄化槽使用者）

〒

住所 _____

電話番号 _____

氏 名 _____

印

合併処理浄化槽の使用に関し、下記のとおり届けます。

記

合併処理浄化槽設置場所	大島郡龍郷町
<input type="checkbox"/> 開始・ 休止 ・ 廃止 ・再開の理由	町合併浄化槽設置のため
<input type="checkbox"/> 開始・ 休止 ・ 廃止 ・再開の年月日	令和 年 月 日

浄化槽の取扱いについて(お願い)

日頃から、本町の行政の推進に、ご理解とご協力いただき感謝申し上げます。

さて、当初の使用目的が住居となっている浄化槽について、増築をして使用人数が増えた場合や、改築等を行い専用住宅が飲食店などに用途が変更された場合などは、**既存の浄化槽の処理能力を超えて適正な維持管理が出来ず、浄化槽の入れ替えが必要となる場合があります。**つきましては、増築や用途を変更する場合には、生活環境課までご連絡いただきますようお願いいたします。

口座振替のすすめ

水道使用料、合併処理浄化槽使用料を納める便利な方法として「口座振替」という制度があります。この「口座振替」の制度を利用しますと、指定された期日にあなたの指定した口座から自動的に引き落とししてくれるので、納期限におくれることなく、そして納めに行く手間を省くことができ、大変便利です。「口座振替」の手続きは、各金融機関の窓口で簡単にできますので、是非ご利用ください。

利用できる金融機関

ゆうちょ銀行(郵便局)、あまみ農業協同組合

奄美信用組合、奄美大島信用金庫

九州労働金庫

手続きに必要なもの

預金通帳、通帳届出印



※ 振替日は毎月26日(26日が金融機関の休日の時は翌営業日)

また、口座振替届用紙は、生活環境課にも備え付けています。

龍郷町 生活環境課

TEL : 0997-69-4525 (直通)